



SuMi TRUST 年金ニュース



(平成28年12月8日)

三井住友信託銀行 年金企画部

平成29年度税制改正大綱について（企業年金関係）

平成28年12月8日、自民・公明両党から「平成29年度税制改正大綱」が発表されました。大綱中の企業年金関連事項について以下のとおり抜粋してご案内申し上げます。大綱には、**特別法人税の課税凍結期限の延長**の他、**年金課税における検討事項**等が記載されており、今後の検討状況について注目してまいります。

(1) 特別法人税の課税凍結期限の延長

第二 平成29年度税制改正の具体的内容

三 法人課税

8 その他の租税特別措置等

(国税)

[延長]

(12) 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適用期限を3年延長する。

(2) 確定拠出年金における退職所得控除に係る勤続年数の算定の見直し

第二 平成29年度税制改正の具体的内容

一 個人所得課税

6 その他

(国税)

(2) 確定拠出年金法の老齢給付金として支給される一時金に係る退職所得控除の計算の基礎となる組合員等であった期間に、確定拠出年金以外の制度から資産又は脱退一時金相当額等の移換があった場合におけるその移換を受けた資産又は脱退一時金相当額等の額の算定の基礎となった期間のうち、加入者の年齢が60歳に達した日の前日が属する月後の期間及び確定拠出年金の運用指図者期間と重複している期間を含めることとする。

(3) 年金課税における検討事項

第三 検討事項

1 年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意して、年金制度改革の方向性も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。

以上

本資料は、作成日において弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性・確実性について保証するものではありません。本資料の内容に関する疑問・不明点がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいませ。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金企画部 [電話番号] 03-6256-3581